

日本 pH 研究会 規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本研究会は日本 pH 研究会 (Japan pH Research Society) とする。

(事務所)

第2条 本研究会は、事務所を埼玉県坂戸市けやき台 1-1 明海大学歯学部口腔衛生学講座に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本研究会は、唾液 pH 並びにあらゆる領域での pH に関する研究を行い、エビデンスを収集し、広くその重要な働きを国民に周知し、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) pH、唾液に関する研究、話題等をホームページに掲載して広報啓発活動を行う
- (3) 内外の関連団体、機関との連携
- (4) 各種学術的調査研究
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本研究会の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員：本研究会の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員：本研究会の事業を賛助するために、別に定める年会費を納める個人または団体
- (3) 特別会員：本研究会のために功労のあった者で、研究会で推薦し、総会の決議をもって承認された者

(入会)

第 6 条 入会を希望する者は入会申込書に必要事項を記入して申し込まなければならない。

(退会)

第 9 条 会員の退会について次の通り定める。

- (1) 正会員、賛助会員は、本研究会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第4章 役員

第10条 本研究会には以下の役員を置く。

- (1) 責任者 1名
- (2) 副責任者 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 世話役 10名程度
- (5) 監事 2名

第11条 役員は次の業務を務めるものとする。

- (1) 役員は集会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 監事は本会の会計および会務を監査する。

第12条 責任者、世話役、会計、監事は委員会において選出し、総会において承認する。

第13条 役員の任期は3年とする。。。

第5章 総会

第14条 総会は正会員をもって構成する

第15条 総会は年次学術集会または年度末に開催する。

第6章 委員会

第16条 委員会は責任者が招集する。

第17条 理事会は、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第7章 学術集会

第18条 学術集会は年1回開催する。

第19条 学術集会での研究発表の筆頭演者および共同演者は、本会の会員でなければならない。

第8章 会費及び会計業務

(会費)

第20条 会員からの年会費は徴収しない。

第20条 会員からの寄付金を受け付ける。本研究会の収支予算及び決算は、委員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第22条 本研究会の会計年度は1月1日に始まり、同年の12月31日に終わる。

第23条 既納の寄付金、賛助会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会計業務)

第24条 会計は寄付金の出納業務を行う。

第9章 附 則

第25条 本会則の改正は、委員会において出席者の過半数の同意をもって承認する。

補 足

1. 本研究会が設立された年度の会計は次年度2025年に繰り越す
2. 寄付金は次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員一口 3,000 円
 - (2) 賛助会員 一口 30,000 円

2024年9月1日